

第339回常任理事会への報告

はじめに

全国理事会から2か月半余。世界はいま、核大国ロシアによる無法で野蛮な侵略を許すかどうか、市民と諸国政府の共同で侵略を止めさせ、国連憲章にもとづく平和の国際秩序を回復し、核兵器全面禁止にすすむのかの重大な岐路に立っている。

ウクライナ戦争の現状は、SNSなどを通じてリアルに伝えられ、ロシア軍によるウクライナ市民の虐殺は、国際社会に強い怒りと抗議を起こしている。一刻も早いロシア軍のウクライナからの撤退、ロシアの蛮行に対する国際法にもとづく裁きがなされなければならない。

この間日本原水協は、プーチン大統領の軍事作戦命令直後から、ロシアの暴挙を糾弾し、軍事作戦の中止とウクライナからの即時撤退、核兵器全面禁止を求め、3・1ビキニデー集会を4000人（延べ人数）の参加で成功させ、スタンディング、街頭トーク、集会など抗議行動の先頭に立ってたたかってきた。

全国理事会が明らかにしたように、「世界の方向を決めるのは一部の大国の行動ではなく、諸国政府と市民社会の共同」にある。2か月後に参議院選挙が迫っている。改憲、核共有、敵基地攻撃能力など日本を破滅に導く反動勢力に審判を下し、市民と野党の共同、国民世論の力で政治の変化をつくりだし、世界大会の歴史的成功をかちとろう。

第339回常任理事会は、全国理事会後の情勢と任務を明らかにし、全国理事会方針の具体化、当面する活動の重点を意思統一する。2022年度予算を決定する。

1、当面する情勢と任務

1) ロシアによるウクライナ侵略と平和の国際秩序

ロシアによるウクライナ攻撃は、「紛争の平和解決」を原則とする国連憲章をじゅうりんするまぎれもない侵略である。いかなる理由にせよ、主権国家にたいする一方的な軍事攻撃は許されず、国連憲章に反する重大な犯罪行為にほかならない。

国連憲章は、第1次世界大戦と第2次世界大戦の痛苦の経験から、それを繰り返さないために1945年に制定された。憲章第2条は、大小を問わず各国の主権、領土の一体性（保全）を尊重すること、それを侵犯する武力による威嚇や武力の行使を禁止し、国際紛

争は平和的手段で解決することを義務づけている。ロシアのウクライナ侵略は、それに対する重大なじゅうりんにほかならない。

こうした事態に、ロシアのウクライナ侵略に対する抗議の声と行動の広がりを背景に、40年ぶりに「平和のための結集」決議で国連総会緊急特別会合が開催され、ロシア軍の即時撤退、人権じゅうりんを非難する国連決議がそれぞれ141か国、140か国の圧倒的な賛成票で採択されたことは、国連憲章にもとづく平和秩序の回復、現状打開の力がどこにあるかを鮮明にした。

この間、コートジボワールが批准し、核兵器禁止条約の批准国は60か国となるなど、核兵器禁止の流れはひろがり続けている。国連総会決議をリードしたのが、オーストリア、アイルランド、コスタリカなど、核兵器禁止条約成立・推進の中心的役割を果たした国々であったことは特筆すべきである。

2) 核兵器の廃絶は世界の緊急課題

プーチン大統領は2月24日、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になることに間違いない」とのべ、ウクライナに欧米が介入すれば核戦力行使もありうると示唆した。通常兵器による攻撃に対しても核兵器による先制攻撃をおこなうという基本戦略のもとに、ロシアの核部隊に戦闘態勢を命じた。

国連のグテーレス事務総長は、「骨まで凍りつくような進展だ」「かつては考えられなかった核戦争の公算が今、可能性があるものに戻ってしまった」（3月14日記者会見）と危機感を露わにした。

核兵器使用の威嚇は、人類と国際社会に対する重大な挑戦であり、国連総会第1号決議、NPT再検討会議をはじめとする数々の核兵器廃絶の合意に反し、ロシア自身も調印した「核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない」との五大国共同声明にも反する暴挙である。こうした事態は、核兵器による抑止、核兵器を持っていれば核兵器の使用を止められるという核抑止力論がもはや通用しないこと、その破たんを示している。

国際世論の力で核使用の手を抑え、核兵器禁止を実現することが緊急に求められている。

核大国による核先制使用政策を告発し、被爆者とともに核兵器の非人道性を訴え、核兵器の禁止・廃絶を要求し続けてきた被爆国の運動として、ロシアによる核兵器の使用・威嚇を許さず、禁止・廃絶を求める緊急の行動を世界によびかける。

3) 非核と憲法9条、平和と安全の日本へ

2月の全国理事会は、岸田政権の本質が立憲主義と民主主義破壊、被爆国にあるまじき安倍・菅政治そのものであり、アメリカのアジア戦略に追随し、拡大抑止の強化、敵基地

攻撃能力の保持、南西諸島のミサイル基地化など、アメリカとともに戦争する道に突きすすもうとする危険を告発した。その危険性はいっそう明らかとなっている。

いまウクライナ危機に便乗し、国民の不安につけこみ、憲法9条改定、日米同盟強化、核兵器使用態勢づくりのための動きが強まっている。

日本維新の会は、安倍元首相と一体となって、日本でも米国との「核共有（ニュークリア・シェアリング）」の議論をすべきと政府に提言をおこなった。非核三原則をめぐっても、自民党政調会長が、『持ち込ませず』の例外をつくるかどうか、議論を封じるべきではない（3月1日）と発言し、日本維新の会の松井代表も、「（非核三原則という）昭和の価値観のまま令和も行くのか」（2月28日）とその見直しを求めた。

この危険な動きは、米中が対峙し、ロシアの覇権主義的行動と朝鮮半島問題をかかえるこのアジアで、軍事的緊張と核戦争の現実的危険を高めることは明らかである。

目前に迫った参議院選挙で、ウクライナ危機に乗じた「核共有」議論、非核三原則見直し、9条改定を許さず、憲法9条にもとづく平和外交、核兵器禁止条約に参加する政治への転換が強く求められている。そのために圧倒的な国民世論をつくる先頭に立たねばならない。

2、当面する活動の重点

全国理事会は活動の基本点として、①「核抑止力」論を打ち破る根本的な力である核兵器の非人道性の告発を、草の根からの行動でも、国際活動の場でも太く貫くこと、②核兵器禁止条約を力にした内外の世論を発展させること。それを力に8月のNPT再検討会議で第6条の義務とこれまでの合意の履行を迫ること、③日本政府に対する運動の強化、参議院選挙を転換点に、原水爆禁止運動の共同、市民と野党の共同を発展させる一を提起した。この基本点と上記の全国理事会後の情勢と任務を踏まえて以下の活動にとりくむ。

ロシアのウクライナ侵略をどう見るか、国連憲章にもとづく平和秩序、核兵器禁止条約と日本の参加の意義、草の根の世論と運動の役割を学び、行動に踏み出そう。世界大会学習パンフ（6万3000部）を思い切って普及・活用しよう。

1) 国際的とりくみ — 全ロシア軍のウクライナ撤退、国連憲章に基づく平和、核兵器の使用・威嚇を許さず、禁止・廃絶を求める国際連帯と共同の行動

- ・全ロシア軍のウクライナからの撤退、国連憲章にもとづく平和、核兵器の使用と威嚇を許さず、禁止・廃絶を求める国際的な共同行動を提唱し推進する。
- ・ウクライナ情勢が緊迫する中で、ロシアの核兵器の使用、威嚇を許さず、すべての国に核兵器禁止条約への支持、署名、批准、核兵器のない世界の合意の実行を迫ることは、

世界の反核平和運動にとって文字通り緊急かつ死活的に重要な課題になっている。日本原水協は、6月の核兵器禁止条約第一回締約国会議に向け、条約参加を求める政府・市民の運動と連帯して、核保有国と自国の政府に締約国会議への参加、条約の署名・批准を求める国際的行動を提唱し、日本でも被爆者や広範な諸団体と協力し、日本政府と核保有国、とりわけ国連安保理の常任理事国でもある核保有五か国に対し、共同の要請行動をおこなう。

- 全人類に惨害をもたらす核戦争を回避することは、NPTでも最大の目的とされている（条約前文）。第10回NPT再検討会議を前に、ロシアの核攻撃態勢の発動と威嚇に抗議するとともに、核保有国、とりわけNPTの「核兵器国」や核共有をおこなっている国々にたいし、核兵器の使用、威嚇、実戦配備をやめ、「自国の核軍備の完全廃絶」、「核兵器のない世界の平和と安全の達成」、そのための「枠組の確立」など、これまでの合意をただちに、誠実に実行に移すことを要求する。

国連で安保理常任理事国の席を占める五か国に核保有を許し、他の国に「不拡散」の義務を課すNPTは、核保有五か国の側が核軍備競争を停止し、核軍備撤廃の義務を誠実に実行してのみ、「核軍縮・不拡散」の土台として機能し得るのであり、とりわけ「核兵器国」の側は、第6条の制約を誠実に実行する義務を負っている。

我々は、すべての国、とりわけ核保有国に対し「核兵器のない世界」を実現する多国間のとりくみとして、核兵器禁止条約の「枠組」を支援し、自国の調印、批准の検討を開始するよう強く求める。

- NPT再検討会議を前に、同会議への共通の要求として、これまでの合意の確認と実行、核兵器禁止・廃絶のための誠実な努力を求める共通の要請（賛同署名）を各界、自治体首長、議員などに提起し、日本国民の総意を代表するものとして、再検討会議に提出する。

世界の反核平和運動に対して、NPT再検討会議に際して、国際的にも同主旨の要求を共同要求として会議に提出し、開催地ニューヨークでコロナ・パンデミックの下でも可能な適切な形態で、世界各地ともオンラインで結ぶニューヨーク行動をおこなうよう提唱する。

- 2022年世界大会がニューヨーク行動を世界大会プログラムの重要な一環として位置付けるとともに、大会を内外の世論を結集しNPT会議に対して発信する市民社会の世界的結集の場として成功させるよう、大会実行委員会に提案する。

2) 国連憲章と憲法に逆行する岸田政治＝日米枢軸、安保法制下の「共同作戦」、核抑止力と先制攻撃体制への暴走を止め、非核三原則と憲法9条をまもる国民世論と共同の構築

- ・「核抑止力」論を打ち破る根本的な力である核兵器の非人道性の告発、被爆者証言、原爆展・高校生の絵展を無数に開催する。
- ・ロシアのウクライナ侵略の即時停止、核大国にたいする核兵器廃絶の約束実行とともに、日本政府にたいし、核兵器禁止条約への支持と署名、批准、締約国会議への参加を要求する。
- ・現在の国際情勢ともかみ合った平和と核兵器廃絶の宣伝とともに、核兵器禁止条約への日本の参加を求める署名を市民と野党の合意として提起し、核兵器禁止条約締約国会議、参議院選挙、NPT再検討会議などに向けて立憲野党、市民団体などとの共同のとりくみ、共同提出などを大胆に提起し、発展させる。日本政府への共同提出（第一次、4月22日）を起点に全国的行動に前進させる。
- ・原水協自身のとりくみとしても、6・9行動にとどめず、高校生、大学生、若者をはじめ、国民各層に届く宣伝、署名としてSNSを活用した普及、禁止条約への署名・批准を共通要求とし、それぞれの階層にあった様々なバージョンの署名用紙の作成・普及や対話の拡大を提起しすすめる。
- ・ロシアのウクライナ侵略や中国・北朝鮮の動きに便乗した米核戦略への依存（核の傘論）、核共有論の危険性を警告し、アメリカに対してもロシアや中国に対しても被爆者・被爆国国民の願いと憲法、国連憲章に立脚した非核・平和の外交を要求する。
- ・アメリカの先制攻撃戦略に連動する危険な「敵基地攻撃」論や日米共同作戦の強化、最新攻撃兵器の爆買い、GDP2%の軍事費の倍加など、岸田政権下の戦争態勢づくりを転換する宣伝、対話を圧倒的に強化する。

3) 参議院選挙で政治の転換を

- ・2か月後に迫った参議院選挙は、戦争か平和か、日本の進路を根本から問う選挙となる。ウクライナ危機に乗じた反動的な動き、改憲勢力による「翼賛体制」を許さず、非核平和の日本、核兵器廃絶の先頭に立つ日本の実現めざし奮闘する。
- ・思想・信条・立場を超えた共同を草の根でひろげ、憲法9条にもとづく平和外交への転換、核兵器禁止条約への日本の参加を参議院選挙の重要争点に押し上げる。
- ・今年の総選挙の教訓を生かし、国民向け「アピール」発表、音の出る宣伝、メッセージ横断幕の掲示、スタンディングなど要求団体としての選挙活動に積極的にとりくむ。

4) 戦争反対、核兵器廃絶の願いをひろく結集する平和行進に

- ・ロシアによるウクライナ侵略と核脅迫に対して、広範な人たち、若い世代が自発的に行動に立ちあがっている。予想を超えて募金が集まり、自らの意思を表現するなどこれま

でない変化が生まれている。従来の枠を超えて広く参加をよびかけ、戦争反対、憲法 9 条をまもり、核兵器廃絶を求める国民的行進として成功させる。

- すべての自治体を訪問し、平和行進への参加・賛同、原爆展の開催、自治体意見書決議の採択、8月のNPT再検討会議に提出する「賛同署名」を首長、議会議長、全議員に要請する。
- 核廃絶の願いが込められた折鶴再生ペナントを活用し、従来の枠を超えた平和行進の支持・賛同・参加をひろげる。

5) 被爆者援護・連帯活動の強化を

- 広島高裁判決を受け入れた国・厚生労働省の通達が出され、4月1日より、「黒い雨」被爆者の被爆者健康手帳の交付が開始された。しかし、厚労省通達には、高裁判決に反し、11疾病を申請条件にするなど重大な欠陥がある。長崎の被爆体験者の救済も棚上げされている。こうした新たな切り捨てを許さず、すべての「黒い雨」被爆者の救済のために被爆者団体、支援団体と協力して相談活動などただちに開始する。長崎の第2次「被爆体験者」訴訟を全国的に支援する。
- 被爆者支援ネットワークなど全国各地の経験に学び、被爆者団体・役員と運動継続のための支援・相談をすぐに開始する。
- 在韓被爆者によるアメリカの原爆投下を裁く民間法廷（2025年ニューヨーク）に向けて、日本の被爆者や法律家、専門家との協議、協力をすすめる。
- ビキニ被災船員の労災訴訟のたたかいを支援する。
- 国・東京電力の責任放棄を許さず、福島第一原発事故被災者への支援、ALPS処理水の海洋放出撤回、原発ゼロ基本法成立をめざす運動を強める。

6) すべての成果を世界大会に結集し、

ニューヨークとつないで、未来を拓く特別の大会として成功を

- ことしの世界大会は、人類が直面している核使用の危機を終わらせるために、全ロシア軍のウクライナからの撤退、国連憲章にもとづく平和、核兵器の使用と威嚇を許さず、禁止・廃絶を求める国際的共同を築くとともに、核兵器の非人道性を告発し、核兵器禁止の世論を築き、核兵器禁止の時代を切り開く特別の意義をもっている。また、参議院選挙で憲法9条を守り、核兵器禁止条約を推進する勢力の前進をかちとり、国連憲章を守り、核兵器禁止の先頭に立つ日本国民の決意を示す重要な意義をもっている。世界大会に向けたすべての行動の成果を結集し、歴史的成功をかちとる。
- 大会の意義にふさわしい政府代表（オーストリアほか）、海外の代表（ロシア、ウクライナなど）の参加を追求する。

- ・大会期間中、NPTとも連動し、ヒロシマ・ナガサキから地球を両回り（西回り、東回り）してニューヨークに届ける「平和の波」行動を提起する。
- ・大会成功に向けて、現在実行委員会で検討されている大会日程（8月4日～6日広島、9日長崎）に沿って、条件が許す範囲で代表派遣（広島会場：グリーンアリーナ、長崎会場：市民会館体育館文化ホール）にとりくむ。4日国際会議、6日ヒロシマデー集会に合わせて各都道府県でオンライン大会を開き、従来の倍の大会参加をめざす。

7) いまこそ原水協の確立・強化を

- ・ロシアのウクライナ侵略と核使用の現実的危険に直面して、多くの人々、若い世代が戦争反対、平和の声をあげ立ち上がっている。この条件を活かし、署名や被爆の実相普及の活動、平和行進、参議院選挙、世界大会への代表派遣などすべての活動を通じて結びつきを強め、原水協の活動と組織強化につなげよう。原水協の個人会員、ボランティア協力者を増やそう。
- ・「2022年日本原水協学校オンライン」なども活用して、原水協活動を担う活動家を育て、代代的継承を促進し、地域・草の根の多様な要求に応える地域原水協へと前進しよう。
- ・親しみやすく、草の根の活動に役立つ「原水協通信」へ、紙面改善への努力を継続し、その魅力を活かして読者を増やそう。

3、2022年度予算（別紙）

以上